

総合評価方式簡易型評価項目(市内本店発注)

工事名：市立四日市病院大規模改修工事(1期)

工事場所：四日市市 芝田二丁目 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	備考		
地域要件	工事地域精進度	平成19年度以降の1契約2,500万円以上の市内での工事施工実績の有無	3%	1	1	平成19年度以降に市内での工事施工実績がある 市内での工事施工実績がない	1 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成19年度以降に完成した1契約2,500万円以上の工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限り)として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。		
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 (当該業種)	33%	10	2	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとする。 評価点=(工事成績平均-70)×1/5 ※当該業種の工事成績平均が80点以上:2点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	2.00~0	・当該業種は建築一式工事である。 ・算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。 ・工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 ・JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。 ・過去5年間(平成29~令和3年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 ・上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。		
					1	当該業種かつ1契約の請負金額が当該発注工事予定価格の2分の1(円未満切捨て)以上の工事における優良工事表彰の実績がある 当該業種かつ1契約の請負金額が当該発注工事予定価格の2分の1(円未満切捨て)未満の工事における優良工事表彰の実績がある 上記以外で優良工事表彰の実績がある 優良工事表彰の実績がない	1 0.7 0.5 0	・当該業種は建築一式工事である。 ・優良工事表彰の実績のわかる書類(①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し)を提出すること。 ・上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの)。 ・JVで表彰された実績も評価の対象とする。 ・対象となる優良工事表彰は、平成25年度表彰~令和4年度表彰とする。 ・「1契約の請負金額」は、完成時の請負金額とする。		
	施工実績	平成19年度以降の同種・類似工事実績の有無			2	平成19年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	2	平成19年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	2 1	・平成19年度以降に完成した下記の(ア)~(ウ)に掲げる基準をすべて満たす工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限り)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリズ竣工工事カルテ・契約書の写しのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリズ竣工工事カルテ(技術データを含むもの)等を提出すること。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。
					1	同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	0	同種工事とは (ア)300床以上の病院のうち、建物の用途が医療関係施設(※)の新築、増築または改築工事 (イ)鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造または鉄骨造 (ウ)延べ面積1,200m <sup>2</sup> (1棟)以上 類似工事とは (ア)300床以上の病院のうち、建物の用途が医療関係施設(※)における改修工事 (イ)業種は建築一式工事とする (ウ)延べ面積1,200m <sup>2</sup> (1工事)以上 ※「医療関係施設」とは、診療施設、入院施設、検査施設、薬剤施設のいずれかをもちものとする。		
					0	同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	0	同種工事とは (ア)300床以上の病院のうち、建物の用途が医療関係施設(※)における改修工事 (イ)業種は建築一式工事とする (ウ)延べ面積1,200m <sup>2</sup> (1工事)以上 ※「医療関係施設」とは、診療施設、入院施設、検査施設、薬剤施設のいずれかをもちものとする。		
	地域・社会貢献度	障害者雇用の有無 次世代育成支援活動実績の有無 災害協定締結の有無 ISO、M-EMSの認証取得の有無 地元業者施工率 安全衛生管理			障害者雇用の有無 次世代育成支援活動実績の有無 災害協定締結の有無 ISO、M-EMSの認証取得の有無 地元業者施工率 労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	1	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している 法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	1 0	・障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(43.5人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であることを確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度ののものに限る)。 ・上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和4年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)	
						0.5	就業規則等に育児休業制度が規定されている 就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0.5 0	・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則等の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 (育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)	
						0.5	本市と災害協定を締結している 本市と災害協定を締結していない	0.5 0	・本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。	
						0.5	ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある ISO9000S、ISO14001、M-EMSの認証を取得していない	0.5 0	・ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価する。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行う。 ・認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。	
						2	地元業者施工率が65%以上である 地元業者施工率が65%未満である	2 0	・総合評価当該工事において地元業者施工率が65%以上になると申告した場合について評価する。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び一次下請)の請負金額の割合のことをいう。また、契約内容に応じ、材料及び経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。 ・地元業者施工率が65%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請明け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する(施工において最終的に65%未満になると減点対象となる)。	
0.5			労働安全衛生マネジメントシステム認証がある 労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0.5 0		・労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、OHSAS18001、JISHA方式適格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価する。 ・認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。				
技術者要件	施工実績	平成19年度以降の同種・類似工事実績の有無	10%	3	3	3 2.5 2 0	・平成19年度以降に完成した下記の(ア)~(ウ)に掲げる基準をすべて満たす工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限り)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)・契約書の写しのいずれかと工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コリズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)等を提出すること。 ・若手技術者は令和4年6月1日現在で満45歳以下とする。 ・現場代理人としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中(工事を全面的に一時中止している期間を除く)、工事に従事した実績をいう。 ・なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とする。 ・主任(監理)技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間(工事を全面的に一時中止している期間を除く)において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要である。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行う。 ・同種工事とは (ア)300床以上の病院のうち、建物の用途が医療関係施設(※)の新築、増築または改築工事 (イ)鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造または鉄骨造 (ウ)延べ面積1,200m <sup>2</sup> (1棟)以上 類似工事とは (ア)300床以上の病院のうち、建物の用途が医療関係施設(※)における改修工事 (イ)業種は建築一式工事とする (ウ)延べ面積1,200m <sup>2</sup> (1工事)以上 ※「医療関係施設」とは、診療施設、入院施設、検査施設、薬剤施設のいずれかをもちものとする。			
技術力	品質管理	品質管理に関する工夫	54%	16	6	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている 少し工夫がある 標準的な記載のみで普通である 上記以外	1 2.0 1.5 1.0 0.5 0	・当該建築物は病院施設であるため、耐震性や耐久性にかかる部分の施工品質を確保する必要がある。鉄骨工事およびコンクリート工事における現場施工の品質管理が重要である。これらに関しての施工上留意すべき課題と具体的な対策を求める。 ・提案については3項目とし、鉄骨工事で2項目、コンクリート工事で1項目とする。		
					6	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている 少し工夫がある 標準的な記載のみで普通である 上記以外	1 2.0 1.5 1.0 0.5 0	・当該工事は病院運営を継続しながらの工事となるため、診療業務への影響が懸念される。また、工事エリアと診療エリアが隣接することから、来院者と工事関係者との動線が輻輳するといった状況が想定される。このことから、病院運営への支障を最小限にとどめ、安全に工事を進めていくための施工上留意すべき課題と具体的な対策を求める。 ・提案については3項目までとし、増築部で1項目、内部改修部で2項目とする。		
	4	優れている 概ね優れている 良好である 概ね良好である 上記以外			4 3 2 1 0	・配置予定技術者に対してヒアリングを行い、業務への取り組み姿勢及び質疑の応答性について評価する。 ・配置予定技術者がヒアリングに欠席した場合は、技術力評価(技術提案書及びヒアリング)が0点となる。また、ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任(監理)技術者として配置できない。				
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点 技術提案における失格基準の設定	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。 失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く。)ことに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準:標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数(1.5)とする。								